

平成30年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
(「指定管理者候補者選定」に係る審査)

- 1 開催日時 平成30年10月19日(金) 11:10～
- 2 開催場所 青森市役所 第三庁舎1階 会議室
- 3 対象施設 青森市りんごセンター
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員 委員長 横内 修(企画部理事次長事務取扱)
副委員長 山谷 直大(総務部理事次長事務取扱)
委員 森 宏之(青森大学教授)
委員 西村 晴夫(東北税理士会青森支部税理士)
委員 加福 理美子(市民部次長兼行政情報センター所長)
委員 柿崎 哲男(環境部次長)
委員 長谷川 敬(浪岡事務所次長総務課長事務取扱)
 - (2) 施設所管課(あおりり産品支援課) 参事 三浦 大延
主幹 山田 誠志
主事 浅利 俊彦
 - (3) 制度所管課(企画調整課) 主幹 高野 新
主査 吉田 敏和
主査 小笠原 誉史
- 5 案件 「指定管理者候補者選定」に係る審査
- 6 会議概要 応募団体によるプレゼンテーション及び質疑応答の後、指定管理者候補者の選定を行った。

(1) 審査結果

①指定管理者候補者

- ・名称 青森農業協同組合
- ・住所 青森市大字羽白字富田190番地4
- ・代表者 代表理事組合長 雪田 徹

②指定期間

平成31年4月1日からの5年間

③選定理由

- ・応募資格をみたしていること。
- ・「応募団体について」を除いた点数(107.70点)が最低得点(81点)以上を獲得していること。
- ・「応募団体について」及び「効率性について」を除いた場合に、普通とした点数

及び「財務の健全性」の配点の50%の点数の合計（66点）以上の点数（85.58点）を獲得していること。

7 主な質疑内容

(委員)

今回、利用料金制の導入に当たって、これまでの取り組みに加えて新しい取り組みは何かあるのか。

(応募者)

これまでは生果販売用のりんごを貯蔵してきたところであるが、今年から初めてカットりんごなど、加工用りんごの入庫の申し込みもきており、このように新規の入庫に向けて各事業者働きかけていく。

(委員)

さらに取り組みを強化していくということによいか。

(応募者)

はい。

(委員)

福祉に関する取り組みについて、現在障がい者を1名雇用しているとのことであるが、その方はりんごセンターで従事しているのか、それとも農協で従事しているのか。

(応募者)

青森市りんごセンターで従事している。

(委員)

管理上必要な有資格者について、安全衛生管理者や防火管理者、高圧ガス製造保安責任者など様々な資格取得を図るとしているが、管理上必要な有資格者は現在も配置しているのか。

(応募者)

防火管理者とフォークリフトの有資格者は現在も配置しているが、安全衛生管理者は配置していない。安全衛生管理者や高圧ガス製造保安責任者などは今後も資格取得を図っていく。

(委員)

施設見学者の受け入れについて、観光客はどこの地域からの観光客を想定しているのか。

(応募者)

地域は分からないが、JRで企画したツアーで、りんごセンターに見学に来て、選果機のセンサーで糖度の計測等の体験をするなどの実績はある。

(委員)

それはこれまで何度もあるのか。

(応募者)

何度もある。

(委員)

地域や関係団体との連携について、「市の農業政策、特にりんご産業振興についての方針と政策を十分に理解し、その趣旨にかなった管理運営に努める」や、「関係機関と連携して施設の機能強化を図る」としているが、具体的にどういうことか。

(応募者)

県りんご研究所との連携については、今年りんご黒星病が大発生しており、来年以降も発生が見込まれることから、その防除などについて連携して情報発信していくことや、東青地域県民局については、日頃からりんご生産者及び事業者について情報共有を図っており、新規入庫事業者の獲得のため、生産者等に働きかけていくことなどを想定している。また、指定管理業務以外でも、農協として黒星病被害果の焼却処分を市役所と連携して実施するなどしている。

(委員)

先ほど、応募者に対する質疑応答で確認した有資格者についてであるが、防火管理者とフォークリフトだけのことであったが、それで間違いないか。

(施設所管課)

高圧ガス製造保安責任者や冷凍機械責任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者などは施設管理上必須の資格ではないものの、保有しているに越したことはない。なお、先ほどの応募者の説明では、保有資格は防火管理者とフォークリフトのみであったが、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者については、現在りんごセンターで従事している職員で当該資格を保有している者が1名いるものと認識している。

(委員)

安全衛生管理者は必要ではなかったか。

(委員)

常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合は必要となる。

(施設所管課)

事業場の規模からして必須ではないものと認識している。

(委員)

施設の管理計画について、今回の応募者の提案は募集要項の仕様を満たしているのか。不足の部分や上回る部分などはあるか。

(施設所管課)

仕様を満たしており、特段上回るものもない。